

令和元年度 西原村職員採用試験案内

【令和元年7月1日採用予定】

一 試験職種及び採用予定人員等

| 区分 | 職種 | 採用予定数 | 勤務先及び職務内容 |
|-------|-----|-------|--------------------|
| 資格免許職 | 保育士 | 2人程度 | 保育所に勤務し、保育業務に従事する。 |

二 受験資格

1 年齢及び資格要件

昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた者で保育士の資格を有する者（令和元年 6 月までに取得見込みの者を含む）

2 次の一つに該当する者は、受験できない。

ア 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 西原村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 受験手続

1 受付期間

令和元年 5 月 7 日（火）から 5 月 28 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く）

受付時間は、8 時 30 分から 17 時まで

2 申込先

西原村役場総務課 電話（096） 279-3111

（〒 861-2492）

所在地 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259

3 申込手続

西原村発行の申込用紙に必要事項を記入して、前記申込先に郵送又は持参すること。

郵送する場合は、受験票の返信用として 82 円切手を貼った封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、表に「西原村職員採用試験申込」と朱書した封筒に入れて必ず簡易書留郵便にして、送付すること。5 月 28 日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 申込用紙の請求

【直接取りに行く場合】

申込用紙は、西原村役場総務課に用意している。

【郵送により請求する場合】

郵送により請求する場合は、封筒の表に「西原村職員採用試験申込請求」と朱書きし、140 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、西原村役場総務課へ請求すること。

【インターネットからダウンロードする場合】

西原村のホームページにアクセスして試験案内と申込書をダウンロードすること。

<http://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/>

5 受験票の交付

申込者には受験票を交付する。

郵便による申込者には受験票を郵送するが、令和元年5月31日までに受験票が届かないときは、西原村役場総務課に問い合わせること。

四 試験の日時及び場所

| 試験 | 日時 | 試験地 | 試験場 | 合格発表 |
|-------|---------------------------|-----|-------------------|----------------------------------|
| 第一次試験 | 令和元年 6月9日(日) 12時30分 | 西原村 | 西原村生涯学習センター「山河の館」 | 6月上旬合格者のみに通知するほか西原村役場に掲示する。 |
| 第二次試験 | 令和元年6月下旬の予定 | 西原村 | 別途第一次合格者に通知する。 | 6月下旬合格者、不合格者ともに通知するほか西原村役場に掲示する。 |

(注) 第一次試験の際は、受験票と筆記用具(HBの鉛筆・消しゴム等)及び上履を持参すること。
なお、時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限る。

五 試験の内容

1 第一次試験

| 程度 | 区分 | 出題内容 |
|-------|---------------|--|
| 資格免許職 | 専門試験 (保育士) | 社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む。) |

(全て択一式による筆記試験)

| | |
|------|------------------------------|
| 作文試験 | 受験者全員について、文章による表現能力についての筆記試験 |
|------|------------------------------|

(備考) 1 作文試験は第一次試験で実施するが、採点は第二次試験の採点の際行うので、作文試験の成績は、第一次試験の合否の評価には含まれず、第二次試験の合否の評価に含まれる。

2 第二次試験

第一次試験合格者について次の試験を行う。

| 区分 | 内容 |
|------|--------------------|
| 人物試験 | 人柄などについての個別面接による試験 |

(注) 試験を途中で棄権した者は、不合格となる。

六 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、主に令和元年7月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された者の中から採用者を決定する。

この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和2年3月31日までである。

2 「保育士」については、資格を採用時まで取得しないと、任命権者において採用しない。

- 3 初任給は、原則として、保育士 161,300 円である。
 なお、このほか条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給される。

七 試験結果の開示について

この試験結果については、受験した本人にのみ開示を行う。開示場所、開示内容等については次のとおりで、電話、郵便等による請求では開示できない。

| 試験 | 開示請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|----------|------------------------------------|--|-----------------|
| 第一次試験 | 受験者全員 | 科目別得点 総合得点 (総合順位) (合格最低点) | 合格発表の翌日から1 ヶ月間(土・日・祝日 を除く。午前8時30 分から午後5時まで) | 西原村役場 総務課総務係 |
| 第二次試験 | | | | |

※ 開示請求の際は、受験票又は合否通知書及び本人と確認できるもの(運転免許証、学生証、旅券等)を持参すること。

八 試験についての問い合わせ先

西原村役場総務課 電話 096-279-3111

所在地 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259 (〒 861-2492)